御意見の概要及びそれに対する考え方

御意見	御意見に対する見解
・局所的な現象が同じでも内実は大きく異なるということはあり、この安全性確認はそのような現象を同じだと強弁しているように見える。認められない。 ・どのような遺伝子組換え飼料を使用したのか消費者から分かるようにしてほしい。 ・実験動物や人に被害がないことを確認し、被害のないものを作る、または作らない選択ができるよう支援してほしい。	組換えDNA技術により得られた生物を利用して製造された飼料・飼料添加物（以下「組換えDNA技術応用飼料・飼料添加物」とします。）については、食品安全基本法（平成15年法律第48号）及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。）等により、人や家畜等の健康に有害な影響を防止する観点から、その安全性につき農林水産大臣の確認を受けたものでなければ製造してはならないこととされています。 安全性の確認に当たり、農業資材審議会では、組換えDNA技術応用飼料が家畜等の健康に有害な影響を与えないよう、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続を定める件（平成14年11月26日農林水産省告示第1780号）に基づき、以下の事項等を確認します。 ・新たな毒性物質の産生、毒性物質の量的増加 ・栄養成分量の大きな変化 ・家畜への給与方法などの変化（変化する場合は家畜の健康に影響を及ぼすことを確認） また、食品安全委員会では、組換えDNA技術応用飼料を摂取した家畜に由来する畜産物の人への安全性について評価します。 上記により、安全性が確認されたもののみ承認しております。 食品の表示にかかる御意見につきましては、関係府省庁に共有

	いたします。